

事 務 連 絡
令 和 3 年 1 月 7 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

令和2年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付決定に係る内示額について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和2年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金（後期高齢者医療広域連合分）につきましては、別添の内示額により、令和3年3月上旬の変更交付決定を予定しておりますので、下記について管内後期高齢者医療広域連合への連絡等よろしくお願いいたします。申請依頼については次期通常国会における審議を踏まえ、令和2年度補正予算（第3号）の成立後に発出予定のため、交付申請の期間は非常に短期間になりますので、申請に係る準備の参考としていただきますようお願いいたします。

記

1 後期高齢者医療給付費負担金（以下「定率負担金」という。）について

当初予算分については、想定外の医療費増が発生した場合における財政リスクを軽減する観点から、令和2年12月に実施した所要額調で提出いただいた年間の国庫負担所要額に調整率（1.083程度）を乗じた額を交付します。さらに、予備費（9月15日決定）分及び令和2年度補正予算（第3号）分は、所要額調でご提出いただいた貴都道府県の年間の国庫負担所要額が47都道府県の国庫負担所要額の合計額に占める割合を、予備費又は補正予算の全額に乗じて算出した額を交付することとします。つきましては、別添の内示額により申請の準備をお願いします。

2 後期高齢者医療高額医療費負担金（以下「高額医療費負担金」という。）について

当初予算分については、令和2年12月に実施した所要額調の国庫負担所要額を交付いたします。さらに、予備費（9月15日決定）分及び令和2年度補正予算（第3号）分は、所要額調でご提出いただいた貴都道府県の年間の国庫負担所要額が47都道府県の国庫負担所要額の合計額に占める割合を、予備費又は補正予算の全額に乗じて算出した額を交付することとします。つきましては、別添の内示額により申請の準備をお願いします。

3 提出書類について

後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱に掲げる以下の書類をご提出いただく予定です。

- ・別紙様式 5（都道府県知事から厚生労働大臣宛の変更交付申請書）
- ・別紙様式 3－1（広域連合長から厚生労働大臣宛変更交付申請書）
- ・別紙様式 3－1 別紙 1（定率負担金の変更所要額調書）
- ・別紙様式 3－1 別紙 2（定率負担金の算出明細書）
- ・別紙様式 3－1 別紙 3（高額医療費負担金の変更所要額調書）
- ・令和 2 年度歳入歳出予算書抄本

4 変更交付申請書の提出期限

令和 2 年度補正予算（第 3 号）成立日の 7 日後とします。

5 その他

別紙様式 3－1 の記載方法は次のとおりです。

- ・「今回追加交付（一部取消）申請額欄」は今回の追加交付申請額合計を記載願います。
- ・「負担金既交付決定額欄」については定率負担金、高額医療費負担金の既交付決定額の合計額を記載願います。なお、「既交付決定額」とは以下の交付決定の合計額です。
 - ・ 4 月 16 日 厚生労働省発保 0416 第 3 号
 - ・ 6 月 2 日 厚生労働省発保 0602 第 1 号
 - ・ 6 月 24 日 厚生労働省発保 0624 第 1 号
 - ・ 11 月 16 日 厚生労働省発保 1116 第 2 号
- ・「変更後負担金所要額欄」については、今回の追加交付申請額と定率負担金及び高額医療費負担金の既交付決定額の合計額を記載願います。
- ・「変更を必要とする理由」については、「令和 2 年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付申請のため」と記載願います。

厚生労働省保険局高齢者医療課
担当 中野
TEL : 03-5253-1111（内線 3193）
mail : kouizai@mhlw.go.jp